

○国立大学法人宮崎大学学長解任規程

平成16年4月1日
学長選考会議決定

改正 平成19年6月18日 平成22年11月15日
平成28年6月22日 令和3年1月27日
令和4年2月3日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）基本規則第21条第2項の規定に基づき、学長の解任手続きに関し必要な事項について定める。

(解任の申出)

第2条 国立大学法人宮崎大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長の解任を文部科学大臣に申し出ることができる。

- (1) 学長が心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 学長に職務上の義務違反があるとき。
- (3) 学長の職務の執行が適当でないため、本法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認められるとき。

(解任の請求等)

第3条 経営協議会又は教育研究評議会が全委員の3分の2以上の多数をもって学長の解任審査請求を議決し、学長選考・監察会議の議長に対して、解任すべき理由を付し、書面により、解任審査請求を提出した場合には、学長選考・監察会議は速やかに当該解任審査請求について審議することを要する。

第4条 学長選考・監察会議は、前条の審議に先立ち、経営協議会及び教育研究評議会による合同の会議の開催を求め、その意見を聴取することができる。

- 2 学長選考・監察会議は、学長から申し出のあるときは、前条の審議に先立ち、学長の意見を聴取することを要する。
- 3 学長選考・監察会議は、前条の審議に先立ち、第5条に定める者から意見を聴取することができる。
- 4 前項の意見の聴取は投票によるものとし、投票は無記名投票により行う。

第5条 前条第3項及び第4項に定める意見の聴取のための投票（以下「意向投票」という。）の有資格者は、本法人の当該学長を除く役員（監事を除く。）及び次に掲げる職員（特別教員及び非常勤職員を除く。）とする。ただし、意向投票日までに休職又は離職が確定している者は、意向投票資格を有しない。

- (1) 大学教員 : 教授、准教授、講師、助教、助手
- (2) 附属学校教員 : 校長（園長を含む。）、教頭
- (3) 事務・技術職員 : 部長、課長、室長、事務長、主幹、次長、専門員、専門職員、係長
- (4) 看護職員 : 看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長
- (5) 医療職員 : 技師長、副薬剤部長、栄養管理部副部長、副技師長

第6条 前条の全有資格者の3分の1以上に当たる者が学長選考・監察会議の議長に対して、解任すべき理由を付し、書面により、解任審査請求を提出した場合には、学長選考・監察会議は速やかに当該解任審査請求について審議することを要する。

- 2 前項の場合にあっては、第4条の規定を準用する。
- 3 第1項の場合において、経営協議会又は教育研究評議会は、学長選考・監察会議に対して、その審議に先立ち、意向投票を行うことを請求することができる。
- 4 前項の請求のあるときは、学長選考・監察会議は意向投票を行うものとする。

(会議の招集)

第7条 学長選考・監察会議議長は、第3条及び第6条第1項に定める解任審査請求があったときは、速やかに学長選考・監察会議を招集しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学長の解任手続き等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月15日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。